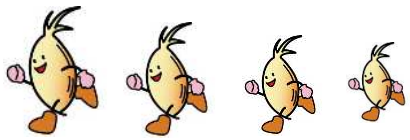
令和８年１１月１３日（金）

報 道 発 表



団体名：東三河広域連合
担当者：消費生活課
課長補佐　夏目　智弘
問合先：０５３２－５１－２５５３

件名：点検商法によるトラブルが多発しています!!
ご注意ください！

『ＨＳＮ station 最近の相談※』

東三河広域連合では、域内８市町村に消費生活相談センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の９時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

困ったときは、早めにお近くの消費生活センターまたは相談室にご相談ください。

【トラブル事例１】

自宅に「分電盤を点検している」と電話があり、契約中の電力会社と思い来訪を承諾した。後日、来訪した業者から「かなり古く傷んでいる、このままでは漏電し火が出るかもしれない。」と言われた。火事になっては困ると思い、２４万円で分電盤交換工事を契約した。工事は数日後の予定となっている。ネット検索すると分電盤の点検商法について注意を促す記事を見つけ不安になった。（60代・女性）

☛ 電話などで電力会社や委託会社と思わせ、突然点検を持ち掛ける点検商法が増えています。電力会社（一般送配電事業者）は４年に１回以上の頻度で点検することが法律で義務付けられており、点検日は事前に書面で案内されます。いきなり電話で点検日時を連絡することはなく、点検した作業員が費用を請求したり、その場で設備交換等の契約を持ち掛けたりすることはありません。

【トラブル事例２】

「近所で工事をしている。」と挨拶のため業者が来訪した。その際、「お宅の屋根が浮いている。無料で点検をする。」と言われ、業者に屋根に上がってもらった後、屋根の状態を撮影した写真を見せられた。「このままだと雨漏りする、今日なら値引できる。」と工事の勧誘を受け４００万円の契約をした。２週間後に工事する予定。資金を用意するため、金融機関に行くと、窓口で消費生活センターに相談するよう案内された。必要な工事であれば、これまでお世話になった工務店に依頼したい。解約は可能か。（70代・男性）

☛「近所で行う工事の挨拶に来た。」などと言って訪問し、玄関ドアを開けさせるケースがありますが、実際には近所で工事を行っていない場合があります。「屋根瓦がずれている、このままだと雨漏りする。」などと消費者の不安をあおり「すぐに工事が必要、今日なら値引きする。」などと言い、その場で契約を迫るケースがありますが、相場より高額である場合もあります。

【アドバイス】

○電話や突然の訪問で点検を持ち掛けてきた業者は、点検だけに留まらず、過度に不安をあおり、契約を急かすこともあります。その場で契約せず、必ず、複数社から見積もりを取るなどし、十分に比較・検討しましょう。

○分電盤の状況を確認したい場合は、管轄の電力会社に直接、電話し相談しましょう。

○特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書を受け取った日から８日以内であれば、クーリング・オフ制度が利用できる場合があります。

ＨＳＮ station とは…東三河広域連合消費生活センター相談ニュースの頭文字から命名。